② 特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

㋐ 同種工事　延長800m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事

⑸ 次に揚げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とし、平成25年４月からを予定している。

① 専任の主任（監理）技術者が、建設業法上の許可業種（電気工事業）に係る資格を有する者であること。

② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に揚げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐ 同種工事　道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事

③ 現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。

① 各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。

③ 各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

⑻ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ １に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵ 評価項目及び評価内容　工事目的物の性能・機能に関する事項の設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上及び保守体制、工事目的物の工程管理に関する事項の工程管理を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「設備の性能、機能の向上、品質向上及び信頼性の向上に関する提案」・「機器寿命①」・「機器寿命②」・「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」・「工程管理に関する創意工夫」を評価項目とする。

⑶ 評価項目　技術提案の下記評価項目①及び⑤については、評価項目について３提案以内とし、４提案以上の場合は不採用とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み下記評価項目①及び⑤それぞれＡ４版３枚以内とし規定枚数を超えた場合は不採用とする。

① 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「設備の性能、機能の向上、品質向上及び信頼性の向上に関する提案」　トンネル照明設備における、設備の性能、機能の向上に関する提案、工場における設備製作中、現場における工事施工中の品質向上及び信頼性向上に関する提案を３項目以内で記述する。（４項目以上ある場合は、全ての項目について評価しない。）なお、提案の効果については、出来る限り定量的に表すこと。

② 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「機器寿命①」　トンネル照明設備において、ＬＥＤパッケージの周囲温度条件40℃における寿命（光束維持率80%）について時間を記述する。

③ 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「機器寿命②」　トンネル照明設備において、ＬＥＤの制御装置内のコンデンサの周囲温度条件40℃における寿命について時間を記述する。

④ 保守体制「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」　トンネル照明設備の故障やシステムの機能障害時、当社からの連絡を24時間受けられる体制を構築するものとし、当社から連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間を記述する。

㋐ 保守拠点の住所

中日本高速道路株式会社　東京支社　横浜保全・サービスセンター：神奈川県横浜市緑区長津田町5509（相模原愛川ＩＣ～相模原ＩＣ間）

中日本高速道路株式会社　八王子支社　八王子保全・サービスセンター：東京都八王子市宇津木町287－１（相模原ＩＣ～高尾山ＩＣ間　ただし、相模原ＩＣは含まない。）

⑤ 工程管理「工程管理に関する創意工夫」　トンネル内照明設備工事において、現地作業の省力化を行うための具体的な提案を３項目以内で記述する。（４項目以上ある場合は、全ての項目について評価しない。）

⑷ 評価項目の評価基準

① 優：標準案に比べ、非常に優れているもの

② 良：標準案に比べ、優れているもの

③ 可：標準案と同等であるもの

⑸ 評価点の付与方法　評価点の付与方法は、①及び⑤において評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与（判定方式）し、②～④においては、提案値に基づき提案値に応じ按分した点数で付与（数値方式）する。

① 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「設備の性能、機能の向上、品質向上及び信頼性の向上に関する提案」

項目別配点　優30点、良15点、可０点

② 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「機器寿命①」　評価内容により、60,000時間以上の提案かつ最高の評価数値の者に最大の20点を付与し、標準案（60,000時間）を０点とし、その他は提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。なお、提案する時間は有効数字２桁とする。

③ 設備の性能、機能、品質向上及び信頼性の向上「機器寿命②」　評価内容により、60,000時間以上の提案かつ最高の評価数値の者に最大の20点を付与し、標準案（60,000時間）を０点とし、その他は提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。なお、提案する時間は有効数字２桁とする。